



平成 25 年 7 月 1 日

各 位

東京都文京区関口二丁目 10 番 8 号
会社名 藤田観光株式会社
代表者名 取締役社長 瀬川 章
(コード番号 9722 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 企画グループ長
氏 名 八丁地 園子
電話番号 03-5981-7703

事業譲渡および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 1 日付にて、以下のとおり、鳥羽小涌園緑の村分譲別荘地における水道供給事業を譲渡する方針について鳥羽市と合意いたしましたので、お知らせいたします。

1. 事業譲渡の理由

当社は、昭和 30 年代後半より、全国のリゾート地において「緑の村」の名称を冠する別荘地の開発、分譲を展開しており、鳥羽小涌園緑の村分譲別荘地においては、昭和 40 年より開発、分譲を行い、現在に至るまで、鳥羽市水道からの給水を受けて各分譲区画への水道供給を行っておりますが、今後の給水義務の履行を考慮し、鳥羽市へ譲渡する方針につき鳥羽市と合意いたしました。

なお、譲渡手続きに関する詳細につきましては、今後、鳥羽市と協議してまいります。

2. 事業の譲渡の概要

(1) 水道供給事業の内容（平成 24 年 12 月 31 日現在）

①所 在	三重県鳥羽市安楽島町
②対象面積	約 70 万㎡
③管総延長	約 11km
④総区画数	131
⑤供給区画数	92

(2) 水道供給事業の経営成績（平成 24 年 12 月期実績）

①売上高	86 百万円
②営業損失（△）	△32 百万円

(3) 譲渡する資産の項目及び金額

平成 25 年 6 月 30 日現在、当社が保有している水道供給事業用資産の帳簿価額は 0 百万円であり、平成 29 年末までに取得予定の同事業に供する有形固定資産（取得価額 1,700 百万円）と共に、これらを譲渡します。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価格は無償であり、別途水道施設拡充分担金等として 346 百万円を平成 30 年までに支払います。

3. 事業譲渡先の概要

(1) 名称	鳥羽市水道事業（鳥羽市水道課）
(2) 所在地	三重県鳥羽市大明東町 1 番 6 号
(3) 代表者	鳥羽市水道事業 鳥羽市長 木田 久主一

4. 日程

(1) 事業譲渡に関する協定書締結	平成 25 年 7 月 1 日
(2) 事業譲渡期日	平成 30 年 3 月末日（予定）

5. 今後の見通し

本事業譲渡において発生する見込みである資産譲渡損 1,700 百万円及び水道設備拡充分担金等の負担金等 346 百万円の総額 2,046 百万円を、本件に関わる特別損失として引当計上し、平成 25 年 12 月期第 2 四半期決算に反映する予定であります。

なお、現時点では当期連結業績予想に修正はございません。当該予想の修正が必要と判断された場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

（参考）当期連結業績予想（平成 25 年 2 月 14 日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想（平成 25 年 12 月期）	62,000 百万円	1,300 百万円	1,000 百万円	500 百万円
前期連結実績（平成 24 年 12 月期）	60,498 百万円	877 百万円	630 百万円	368 百万円